

[異常時通報連絡の公表文 (様式 1 - 1)]

伊方3号機セメント固化装置脱水機の異常について

24.3.21

原子力安全対策推進監

(内線 2352)

[異常の区分]

国への法律に基づく報告対象事象	有 ・ 無 [評価レベル -]	
県の公表区分	A ・ B ・ C	
外部への放射能の放出・漏えい	有 ・ 無 [漏えい量 -]	
異常の概要	発生日時	24年3月21日14時37分
	発生場所	1号・2号・3号・共用設備
		管理区域内 ・ 管理区域外
種類	・ 設備の故障、異常 ・ 地震、人身事故、その他	

[異常の内容]

3月21日(水)15時20分、四国電力(株)から、別紙のとおり、伊方発電所の異常に係る通報連絡がありました。その概要は、次のとおりです。

- 1 定期検査中の伊方3号機において、3月21日(水)13時49分に試運転中のセメント固化装置の異常を示す信号が発信し、当該装置の脱水機が自動停止した。
- 2 その後、係員が現場を点検したところ、14時37分に脱水機のハンドターニングが実施できないことを確認した。
- 3 今後、詳細を調査する。
- 4 本事象による環境への放射能の影響はない。

[その後の状況等]

3月21日(水)19時00分、四国電力(株)から、その後の状況等について、次のとおり連絡がありました。

- 1 当該装置は、プラントから発生した放射性液体廃棄物をセメントと混ぜ、ドラム缶に詰めて固化する装置であり、プラントの安全に影響を与えるものではない。
- 2 なお、異常発生時は、試運転中であり、放射性液体廃棄物は処理していなかった。
- 3 今後、詳細を調査する。
- 4 本事象による環境への放射能の影響はない。

県としては、原子力センターの職員を伊方発電所に派遣し、その後の状況等を確認しました。

(伊方発電所及び周辺の状況)

[事象発生時の状況]

原子炉の運転状況	1号機	運転中(出力%) ・ 停止中
	2号機	運転中(出力%) ・ 停止中
	3号機	運転中(出力%) ・ 停止中
発電所の排気筒・放水口モニタ値の状況		通常値 ・ 異常値
周辺環境放射線の状況		通常値 ・ 異常値

(参考)

1 国への法律に基づく報告対象事象

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき、国（経済産業省原子力安全・保安院等）に対し、一定レベル以上の事故・故障等を報告することが義務付けられている。

国への法律に基づく報告対象事象に該当すれば、国際原子力機関が定めた評価尺度に基づき、7から評価対象外までの9段階の評価レベルが示されるので、異常の程度を判断する目安となる。評価対象外以下のものについては、安全に関係しない事象とされている。

2 県の公表区分

区分	内 容
A	安全協定書第11条第2項第1号から第10号までに掲げる事態 (放射能の放出、原子炉の停止、出力抑制を伴う事故・故障、国への報告対象事象 等) 社会的影響が大きくなるおそれがあると認められる事態 (大きな地震の発生、救急車の出動要請、異常な音の発生 等) その他特に重要と認められる事態
B	<u>管理区域内の設備の異常</u> 発電所の運転・管理に関する重要な計器の機能低下、指示値の有意な変化 原子炉施設保安規定の運転上の制限が一時的に満足されないとき その他重要と認められる事態
C	区分A, B以外の事項

3 管理区域内・管理区域外

その場所に立ち入る人の被ばく管理等を適切に実施するため、一定レベル（3月間に1.3ミリシーベルト）を超える被ばくの可能性がある区域を法律で管理区域として定めている。原子炉格納容器内や核燃料、使用済燃料の貯蔵場所、放射能を含む一次冷却水の流れている系統の範囲、液体、気体、固体状の放射性廃棄物を貯蔵、処理廃棄する場所等が管理区域に該当する。

異常発生場所が管理区域の内か外かによって、異常の程度を判断する目安となる。

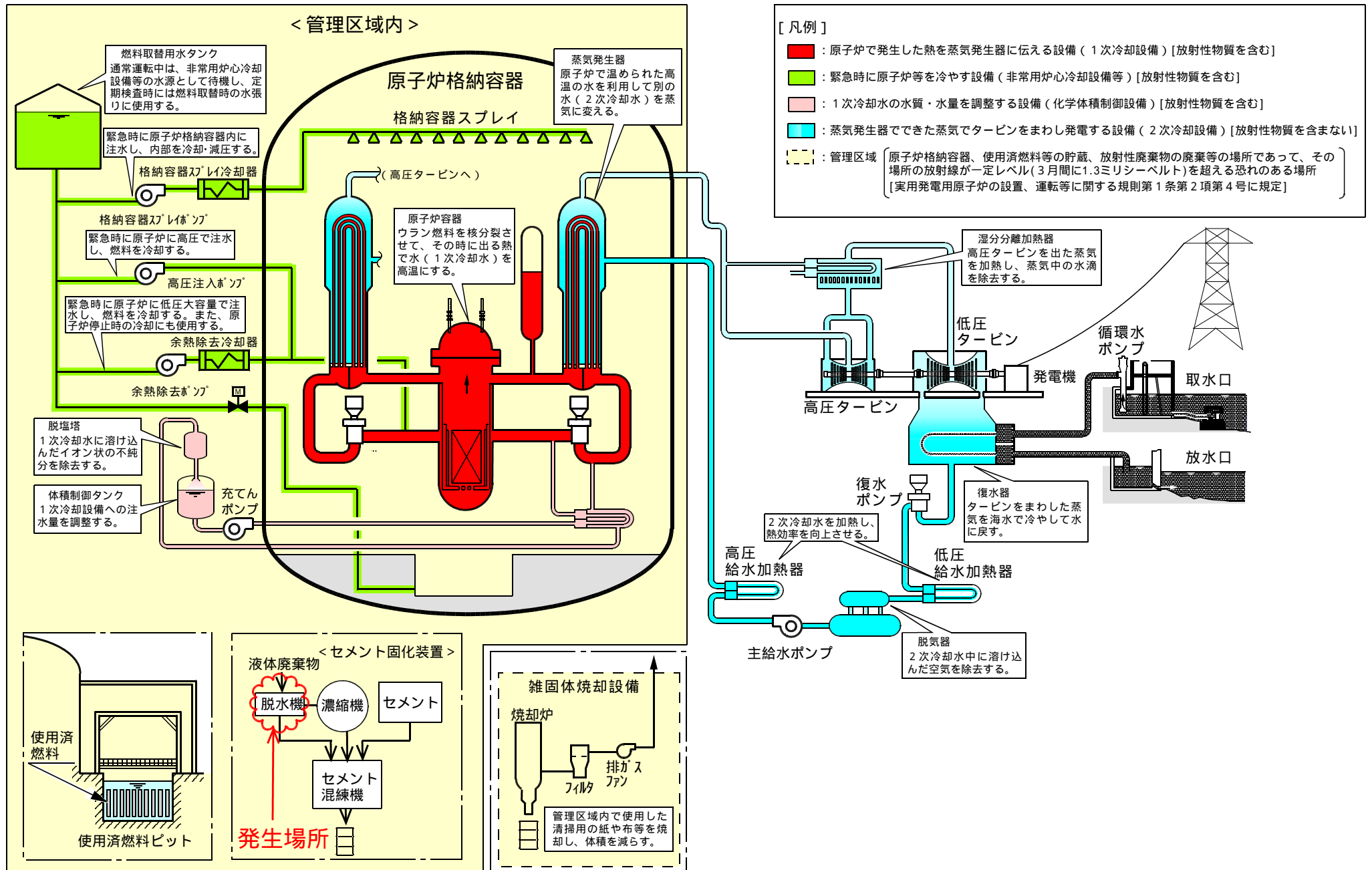
伊方発電所情報 (お知らせ)

発信年月日	平成24年 3月21日 (水) 15時20分	
発信者	伊方発電所 稲瀬	
当該機	号機 (定格出力)	1号機(566MW)・2号機(566MW)・ 3号機(890MW)
	発生時 状況	1. 出力 MWにて(通常運転中・調整運転中・出力上昇中・出力降下中) 2. 第13回 定期検査中
発生状況 概要	設備トラブル ・ 人身事故 ・ 地震 ・ その他	
	<p>1. 発生日時： 3月21日 14時37分</p> <p>2. 場 所： 3号機 原子炉補助建屋1階(管理区域内)</p> <p>3. 状 況：</p> <p>伊方発電所3号機は、第13回定期検査中のところ、3月21日13時49分に試運転中のセメント固化装置の異常を示す信号が発信し、当該装置の脱水機が自動停止しました。</p> <p>その後、保修員が現場を点検したところ、14時37分に脱水機のハンドターニングが実施できないことを確認しました。</p> <p>今後、詳細調査を行います。</p> <p>本事象による環境への放射能の影響はありません。</p>	
運転状況	1号機：通常運転中・調整運転中・出力上昇中・出力降下中・ 定検中 2号機：通常運転中・調整運転中・出力上昇中・出力降下中・ 定検中 3号機：通常運転中・調整運転中・出力上昇中・出力降下中・ 定検中	
備 考		

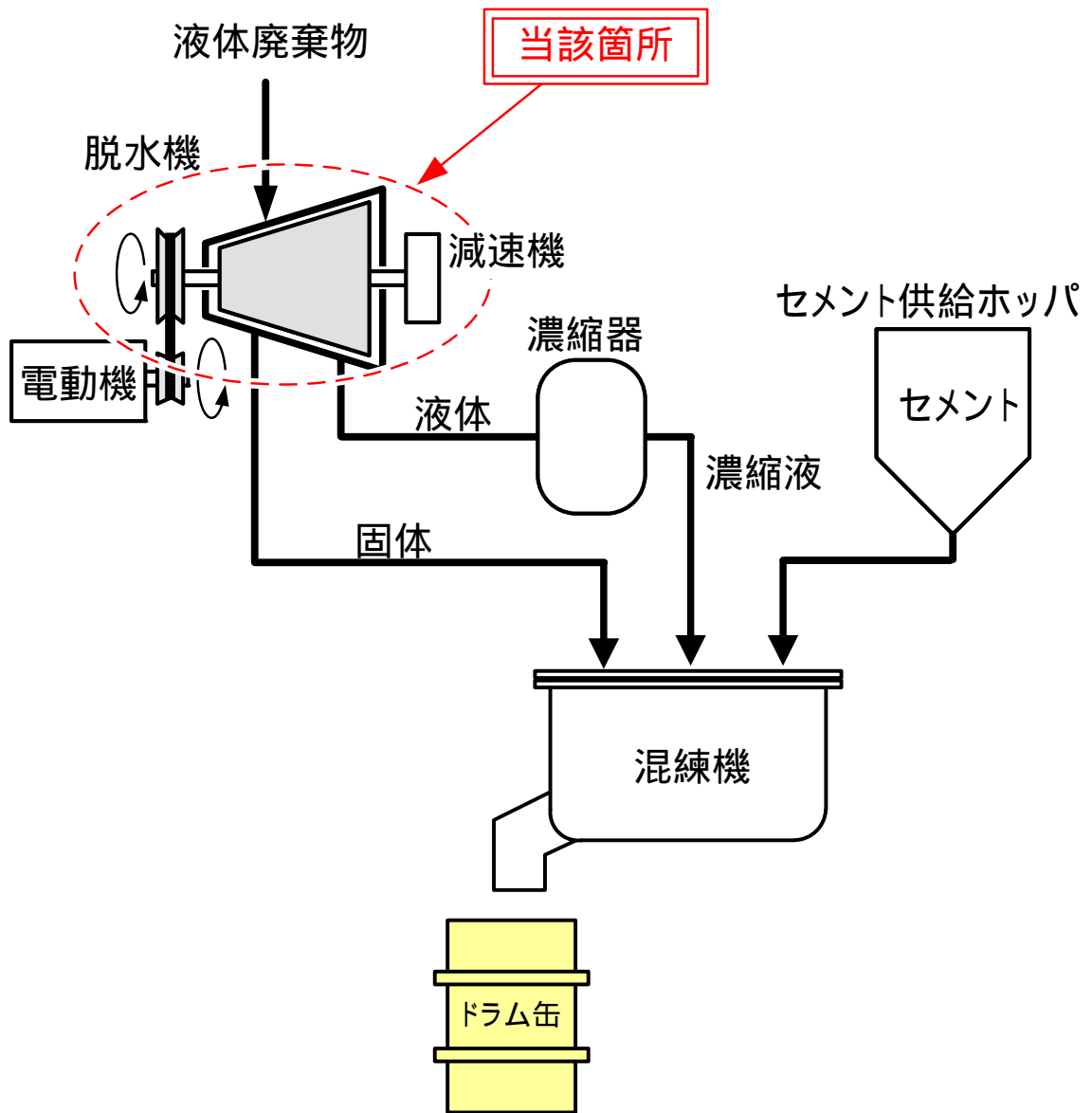
伊方発電所情報 (お知らせ、第2報)

発信年月日	平成24年 3月21日 (水) 19時00分		
発信者	伊方発電所 森沢、		
当該機	号機 (定格出力)	1号機(566MW)・2号機(566MW)・ 3号機(890MW)	
	発生時 状況	1. 出力 MWにて(通常運転中・調整運転中・出力上昇中・出力降下中) 2. 第13回 定期検査中	
発生状況 概要	設備トラブル ・ 人身事故 ・ 地震 ・ その他		
	1. 発生日時： 3月21日 14時37分 2. 場 所： <u>3号機 原子炉補助建屋1階(管理区域内)</u> 3. 状 況： 伊方発電所3号機は、第13回定期検査中のところ、3月21日13時49分に試運転中のセメント固化装置の異常を示す信号が発信し、当該装置の脱水機が自動停止しました。 その後、保修員が現場を点検したところ、14時37分に脱水機のハンドターニングが実施できないことを確認しました。 <div style="text-align: right;">[第1報にてお知らせ済み]</div> 当該装置は、プラントから発生した放射性液体廃棄物をセメントと混ぜ、ドラム缶に詰めて固化する装置であり、プラントの安全に影響を与えるものではありません。なお、異常発生時は、試運転中であり、放射性液体廃棄物は処理していませんでした。 今後、引き続き、詳細調査を行います。 本事象による環境への放射能の影響はありません。		
運転状況	1号機：通常運転中・調整運転中・出力上昇中・出力降下中・ 定検中 2号機：通常運転中・調整運転中・出力上昇中・出力降下中・ 定検中 3号機：通常運転中・調整運転中・出力上昇中・出力降下中・ 定検中		
備 考			

伊方発電所 基本系統図



セメント固化装置脱水機まわり概略図



3号機中央制御盤



セメント固化装置制御盤（現地）





用語の解説

セメント固化装置

洗濯排水や機器点検時の排水等、管理区域内で発生した液体廃棄物を濃縮し、混練機でセメントと混ぜ、ドラム缶に詰めて固化する設備。

セメント固化装置脱水機

液体廃棄物（機器の点検等に伴って発生した廃液）を固形分と液体分に分離するもの。

ハンドターニング

ポンプ等の回転体に異常がないことを確認するために手動で回転させること。

周辺環境放射線調査結果

(県環境放射線テレメータ装置により確認)

平成24年3月21日(水)

(単位：ナグレイ/時)

測定局	時刻	測定値(シンチレーション検出器)					平常の変動幅の最大値	
		14:20	14:30	14:40	14:50	15:00	降雨時	降雨時以外
愛媛県	モニタリングステーション(九町越)	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	4.6	1.9
	九町モニタリングポスト	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	4.8	2.5
	湊浦モニタリングポスト	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	3.7	1.6
	伊方越 モニタリングポスト	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	4.6	2.2
	川永田 モニタリングポスト						5.1	2.7
	豊之浦 モニタリングポスト	1.3	1.3	1.3	1.2	1.2	4.3	1.4
	加周モニタリングポスト	2.3	2.4	2.3	2.4	2.4	5.4	3.0
	大成モニタリングポスト	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	3.6	2.2
四国電力(株)	モニタリングステーション	1.5	1.5	1.5	1.4	1.5	4.1	1.7
	モニタリングポストNo.1	1.4	1.5	1.4	1.4	1.5	4.4	1.6
	モニタリングポストNo.2	1.4	1.4	1.3	1.4	1.4	4.5	1.6
	モニタリングポストNo.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.2	4.6	1.5
	モニタリングポストNo.4						4.4	1.6

降雨の状況：有・無

伊方発電所の排気筒モニタ等にも異常なかった。

(参考)

1 環境放射線の測定値は、降雨等の気象要因や自然条件の変化等により変動するので、原子力安全委員会の環境放射線モニタリング指針に基づき、測定値を「平常の変動幅」と比較して評価しています。

「平常の変動幅」は、過去2年間(平成18、19年度)の測定値を統計処理した幅(平均値±標準偏差の3倍)としており、一般に、測定値が「平常の変動幅」の最大値以下であれば、問題のない測定値と判断されます。

2 環境放射線は線量(グレイ)で表されますが、一般的に、これに0.8を乗じて、人の被ばくの程度を表す線量(シーベルト)に換算しています。

例えば、線量率約20ナグレイ/時の地点では、1年間に約0.14ミリシーベルト(ミリはナノの100万倍を表す)の自然放射線を受けることとなりますが、これは、胃のX線検診を1回受けた場合の4分の1程度の量です。

(放射線量の例)

